

徳島県告示第七十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 形質変更時要届出区域

小松島市和田津開町字北三九九番の一部（次の図のとおり）

二 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十条第一項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素^ひ及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県危機管理環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）